

第 17 号議案

平成 26 年度

吉田町一般会計補正予算（第 5 号）

平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）

平成26年度吉田町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350,545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,985,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成27年3月2日提出

吉田町長 田村典彦

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,297,823	△170,159	5,127,664
	1 町民税	2,084,870	△168,914	1,915,956
	2 固定資産税	2,703,080	9,089	2,712,169
	3 軽自動車税	66,845	3,268	70,113
	4 町たばこ税	199,453	△14,150	185,303
	5 都市計画税	243,575	548	244,123
2 地方譲与税		95,201	△5,700	89,501
	2 自動車重量譲与税	67,900	△5,700	62,200
3 利子割交付金		9,600	△1,200	8,400
	1 利子割交付金	9,600	△1,200	8,400
4 配当割交付金		18,300	13,800	32,100
	1 配当割交付金	18,300	13,800	32,100
5 株式等譲渡所得割交付金		15,200	2,400	17,600
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,200	2,400	17,600
6 地方消費税交付金		404,300	△17,600	386,700
	1 地方消費税交付金	404,300	△17,600	386,700
7 自動車取得税交付金		17,300	△2,600	14,700
	1 自動車取得税交付金	17,300	△2,600	14,700
9 地方交付税		296,139	3,582	299,721
	1 地方交付税	296,139	3,582	299,721
11 分担金及び負担金		145,295	△5,204	140,091
	1 分担金	12,230	△3,304	8,926
	2 負担金	133,065	△1,900	131,165
13 国庫支出金		1,532,457	△74,802	1,457,655
	1 国庫負担金	580,298	9,413	589,711

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	944,891	△84,150	860,741
	3 国庫委託金	7,268	△65	7,203
14 県支出金		515,828	10,051	525,879
	1 県負担金	229,906	36,928	266,834
	2 県補助金	218,609	△25,626	192,983
	3 県委託金	67,313	△1,251	66,062
16 寄附金		2,977	144	3,121
	1 寄附金	2,977	144	3,121
17 繰入金		778,016	32,443	810,459
	2 基金繰入金	777,991	32,443	810,434
19 諸収入		127,157	700	127,857
	1 延滞金, 加算金及び過料	4,800	8,000	12,800
	5 雑入	121,302	△7,300	114,002
20 町債		845,401	△136,400	709,001
	1 町債	845,401	△136,400	709,001
歳入	合計	11,336,378	△350,545	10,985,833

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		100,911	△1,965	98,946
	1 議会費	100,911	△1,965	98,946
2 総務費		1,183,427	△11,819	1,171,608
	1 総務管理費	919,329	△7,137	912,192
	3 戸籍住民基本台帳費	62,992	△780	62,212
	4 選挙費	25,538	△3,886	21,652
	6 監査委員費	1,102	△16	1,086
3 民生費		2,518,513	△15,507	2,503,006
	1 社会福祉費	1,259,053	7,559	1,266,612
	2 児童福祉費	1,259,248	△23,066	1,236,182
4 衛生費		1,666,602	△23,715	1,642,887
	1 保健衛生費	1,666,602	△23,715	1,642,887
6 農林水産業費		190,008	△24,744	165,264
	1 農業費	72,291	930	73,221
	3 水産業費	108,981	△25,674	83,307
7 商工費		93,025	19,507	112,532
	1 商工費	93,025	19,507	112,532
8 土木費		2,017,584	△224,290	1,793,294
	1 土木管理費	116,264	△2,600	113,664
	2 道路橋梁費	304,546	△53,291	251,255
	3 河川費	50,902	△3,156	47,746
	4 都市計画費	1,537,519	△165,243	1,372,276
9 消防費		566,578	△24,539	542,039
	1 消防費	566,578	△24,539	542,039
10 教育費		1,048,568	△43,473	1,005,095
	1 教育総務費	182,038	△1,822	180,216
	2 小学校費	187,167	△10,237	176,930

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	80,742	△5,921	74,821
	4 社会教育費	438,945	△25,418	413,527
	5 保健体育費	159,676	△75	159,601
歳	出	合	計	
		11,336,378	△350,545	10,985,833

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2	1 総務管理費	吉田町総合計画策定事業費	9,436
2	1 総務管理費	地域のにぎわい創生事業費	5,500
4	1 保健衛生費	保健衛生管理費	15,994
4	1 保健衛生費	母子保健衛生費	670
7	1 商工費	商工業振興費	33,000
8	3 河川費	大幡川改修事業費	15,000
8	4 都市計画費	土地区画整理事業費	9,719
8	4 都市計画費	都市防災総合推進事業 住吉幹線整備事業費	123,000
8	4 都市計画費	都市防災総合推進事業 富士見幹線整備事業費	11,862

8	土木費	4	都市計画費	都市防災総合推進事業 防災公園整備事業費	90,000
9	消防費	1	消防費	消防施設整備事業費	16,820
合 計					331,001



## 第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市防災総合推進事業 防災公園整備事業	千円 36,000	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
合 計	36,000			

## 2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産基盤整備事業	千円 10,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 8,700	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
小規模局部改良事業	4,700	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	2,800	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。
横山森下線整備事業	11,800	〃			10,900	〃		
都市防災総合推進事業	73,800	〃			26,500	〃		
富士見幹線整備事業								
公民館改修事業	209,700	〃			94,300	〃		

3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
西川原問屋2号線水路改修事業	千円 5,600	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行 その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	